

# (仮称) 再生可能エネルギー関係新税 骨子案 (素案) について

---

- 1 背景
- 2 新税の目的と必要性
- 3 新税の概要

※本資料は、図表等を追加し、骨子案 (素案) の主なポイント等についてまとめたものです。

# 1 背景

## (1) 再エネの最大限導入

- **国の施策**：2050年カーボンニュートラル，2030年度の温室効果ガス46%削減の実現を目指し，再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）については，主力電源化を徹底し，地域との共生を図りながら最大限導入を促すこととしている。
- **県の施策**：「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」の策定を進めており，再エネ導入目標を引き上げ，再エネの最大限導入や，地域と共生した取組の推進等を掲げ，その利用促進を図ることとしている。

## (2) 課題

- 再エネ施設の事業計画を巡っては，特に森林に設置される場合，土砂災害や景観，環境への影響等を懸念する県民の声は大きく，反対の要望も多い状況にある。
- 今後も多くの再エネ発電施設の設置が計画されており，地域とのトラブルが多数発生することが懸念される。



**地域との共生を図りつつ，再エネの最大限導入と，環境保全の両立を目指す  
新たな対策が必要**

## 2 新税の目的と必要性

### (1) 新税の目的

再生可能エネルギーの最大限導入と環境保全の両立に向けて、**大規模な森林開発を伴う事業実施を抑制し、適地への誘導**を図ることにより、**再エネ発電事業と地域が共生**する実効性ある枠組みを構築するため、（仮称）再生可能エネルギー関係新税を導入する。

### (2) 必要性・妥当性

#### ① 政策目的の実現の手段

目的達成に向けては、全国一律の法令等による規制、環境影響評価条例や太陽光発電施設の設置に関する条例による手続きの義務化などに加えて、**税の導入により経済的負担が重くなる状況をつくり出すことにより、大規模森林開発の抑制と適地への誘導**を図ることが不可欠。

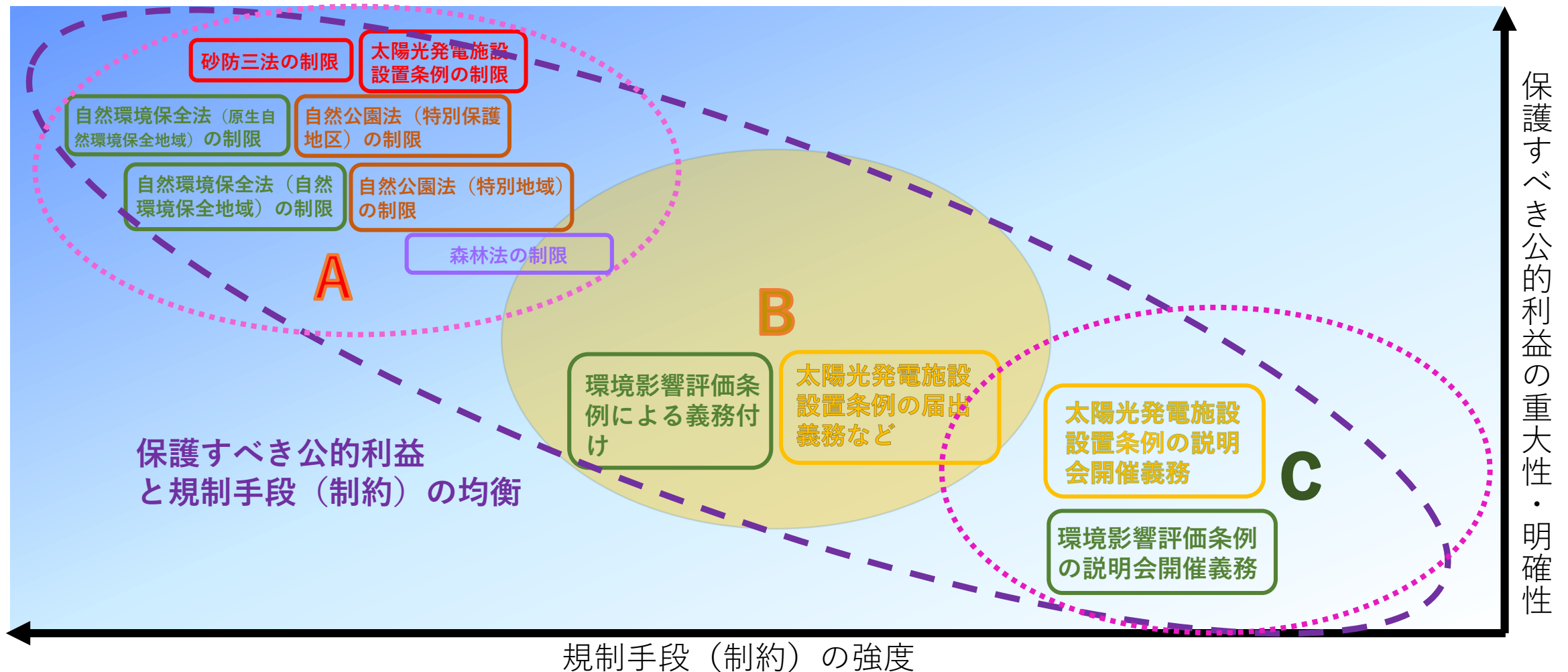
# 規制との関係の整理 ～森林の多面的機能など公的利益の保全～

**A**：重大かつ明確なもの ⇒ 全国一律の法令等による強い制限

**B**：地域の実情に応じて保護すべき合理性が認められるもの

⇒ 条例での義務付け等に加え，課税による抑制・誘導

**C**：不安や懸念など個人で捉え方が異なるもの ⇒ 条例による説明会の開催など



## ②税の導入により得られる公的利益と失われる公的利益の比較

大規模森林開発の抑制と再エネ発電施設の適地への誘導は、県民全体の利益につながるため、得られる利益を重視し、税を導入することは妥当。

### 得られる利益

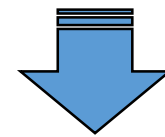
- 再エネ発電施設の設置による大規模森林開発の抑制

**森林の多面的機能の保全**(二酸化炭素吸収などの地球環境保全, 土砂災害の防止, 自然環境の保全等)

- 再エネ発電施設の適地誘導  
県民の理解を得た再エネ推進

### 失われる利益

- 課税区域における再エネ推進とそこで得られるはずの再エネ由来電力



**適地誘導等により再エネ由来電力を確保**  
再エネの最大限導入を目指す

# 【参考】課税による誘導先（適地）

## 課税による誘導先（想定例）

	2030年まで	2050年まで
太陽光発電	<ul style="list-style-type: none"><li>・住宅，事業所（工場，商業施設，公共施設）等</li><li>・遊休地（農地・ため池・沿岸部など）等</li><li>・温対法に基づく促進区域等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・イノベーションによる新たな形での導入</li><li>・住宅・事業所など</li><li>・現地リプレース</li></ul>
風力発電	<ul style="list-style-type: none"><li>・温対法に基づく促進区域等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・沿岸，洋上エリア （現状の課題を解決する新技術の導入によるもの）</li></ul>
バイオマス発電	<ul style="list-style-type: none"><li>・森林以外の農山漁村地域（地域資源活用）</li><li>・温対法に基づく促進区域等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・森林以外の農山漁村地域（地域資源活用）</li></ul>

### 3 新税の概要

項目	内容
税区分	法定外普通税
(1)課税客体	森林の開発区域内に設置し，発電事業を行うことができる再エネ発電施設（太陽光発電・風力発電・バイオマス発電）
納税義務者	課税客体となる再エネ発電施設の所有者
課税標準	再エネ発電施設の発電出力（kW）
(2)税率	再エネ種別ごとに設定（円／kW）
(3)税収の用途	普通税のため特に具体的な用途は設けないが，再エネ発電施設の適地誘導策や，地域の環境保全のための活動基盤の整備等に使用
徴収方法	賦課課税（課税前年度の1月1日時点の現況に対し毎年課税）
(4)非課税事項	地球温暖化対策推進法に基づく促進区域で実施される認定事業の発電施設 等
(5)経過措置	施行時点で，稼働済み及び着工済みは課税対象外
課税期間	課税要件を満たす限り課税を継続。3～5年程度を目途に，新税の役割や効果を検証し，課税の在り方について見直しを検討

# (1) 課税客体 (森林の開発区域内に設置し、発電事業を行うことができる再エネ発電施設)

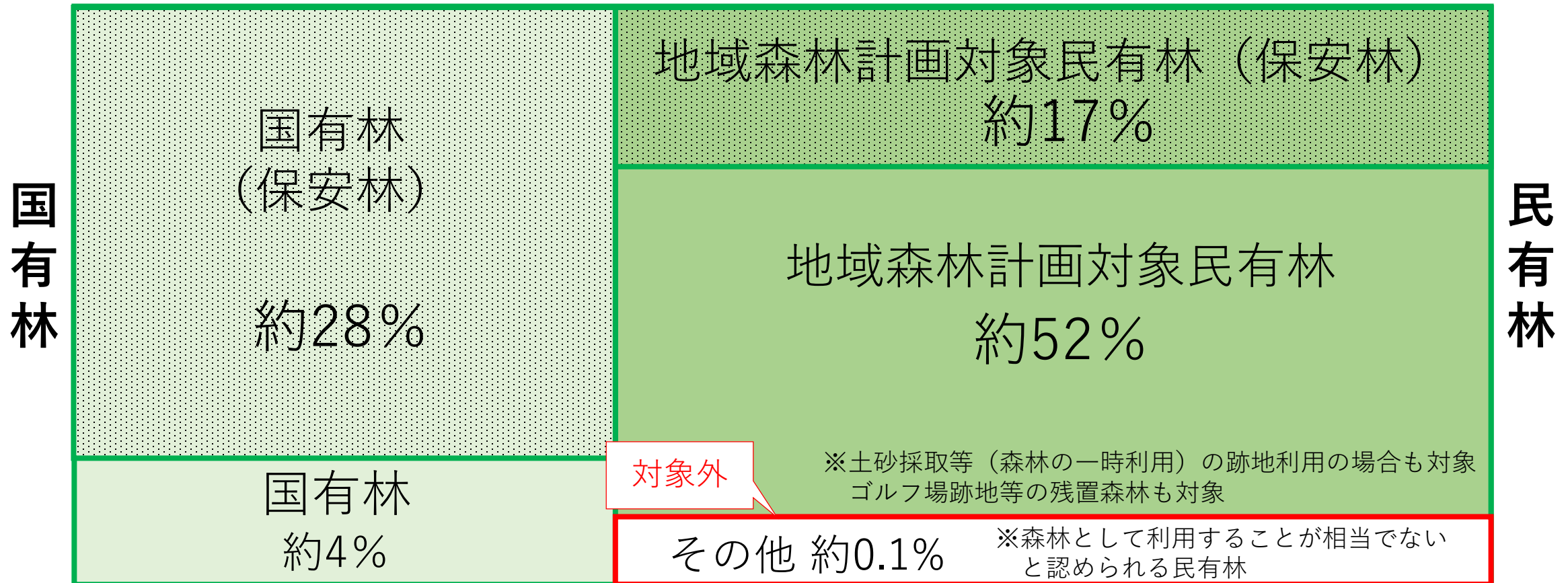
## ①新税の開発区域

県土の約57%

### a. 新税における森林の定義

国有林及び地域森林計画対象民有林を対象とする。(森林のほぼ全てが該当)

※森林法の手続を経て、森林以外の用地となり開発が可能となるため、その前の段階で森林と判断する。  
再エネ設置と異なる目的で開発許可等を得て、その後に再エネを設置するような場合への対応は、別途検討。



注) 端数処理の関係で、合計が100%にならない。



## b. 開発区域

開発行為（土石又は樹根の採掘，開墾その他の土地の形質を変更する行為。太陽光発電施設の設置の場合は，土地の形質変更を伴わない立木の伐採も含む。）が行われた土地で構成される区域

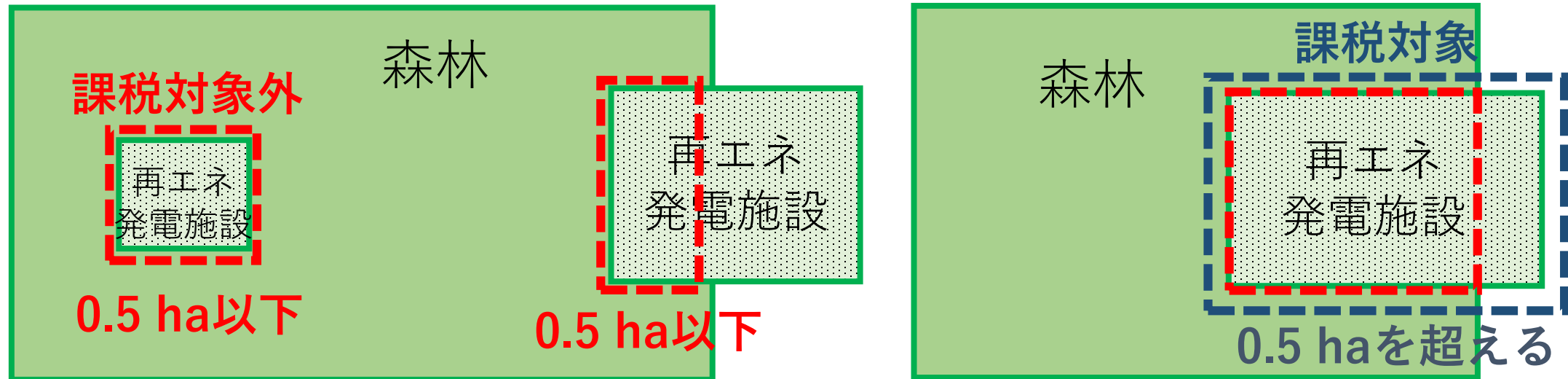
## c. 開発面積の下限

小規模開発及び事業区域の一部が森林にかかる場合を対象外とするため，開発面積の下限を設定

⇒ 森林開発面積**0.5ha以下を課税対象外**とする。

※太陽光発電の場合，林地開発面積が0.5haを超えるときに，林地開発許可が必要となる（R5年度より）

※0.5ha以下への事業分割や，小規模な再エネ発電施設が近接して設置する場合への対応は，別途検討



対象となる森林の開発面積が0.5ha以下  
→ 課税対象外

対象となる森林の開発面積が0.5haを超える  
→ 発電施設全体が課税対象

## ② 課税対象とする再エネの種類

再エネ発電事業のエネルギーは以下の5種類

①太陽光発電, ②風力発電, ③水力発電, ④地熱発電, ⑤バイオマス発電

この内, ③水力発電の設置場所は河川やダム付近に, ④地熱発電の設置場所は火山・地熱地帯に限られ, 誘導先となる適地が限られるため, 適地誘導が不可能である。

本税の目的と合致しないことが明らかであるため, **水力発電と地熱発電は課税対象外**とする。

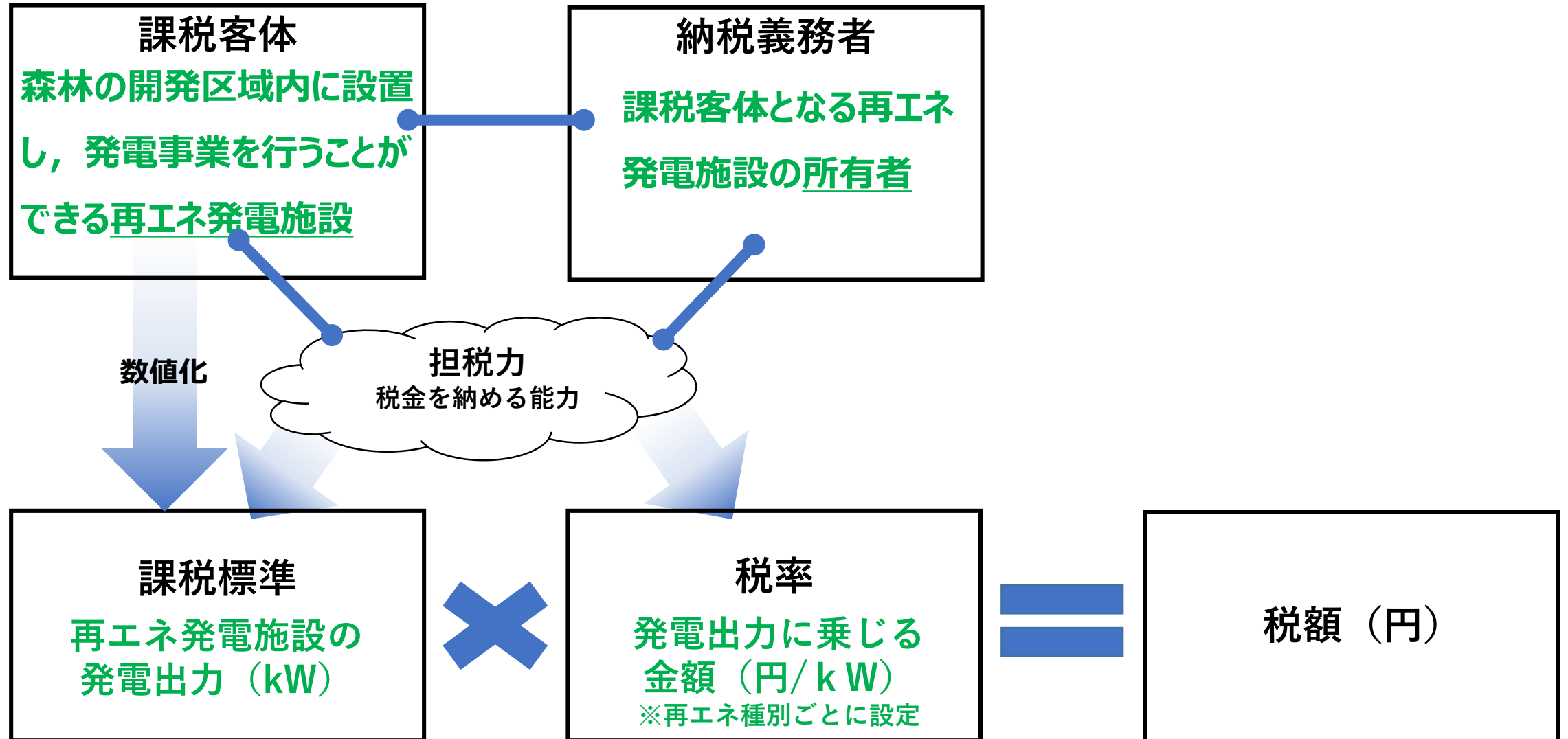
## ③ 再エネ発電施設の範囲

再エネ発電施設（太陽光発電, 風力発電及びバイオマス発電に限る）を構成する設備及び附属設備

※附属設備には, 配線ケーブル, 舗装された進入路や用水路, 調整池, 擁壁等を含む。

※建築物の屋根や屋上等に設置したものや, 事業所・工場等の敷地内に設置し, 売電目的ではなく自家消費に用いるものを除く想定。

# 新税の税負担の枠組み



# 税負担の水準（検討）

※検討内容の詳細は、骨子案（素案）本文を参照

## ① 基本的考え方

次の2つの観点から、営業利益に対する割合も考慮して、適切な税負担の水準を検討

- ▶大規模森林開発の抑制と適地誘導という**目的達成に、十分な効果が見込まれる高い水準**が必要
- ▶事業者にとって**著しく過重な負担とならない水準**で、合理的といえる水準かどうか

## ② 再エネ発電事業の特殊性

- ▶「FIT制度」に基づく買取価格が収益性に大きな影響を与えるという特殊性があるため、FIT価格の高低を踏まえ、税負担の水準を検討

（補足）FIT制度創設時、太陽光発電のFIT価格は40円/kWhだったが、太陽光パネル等のコスト低下とともに、FIT価格が10円/kWh（2022年度）まで低下。FIT価格が高い未稼働案件が存在しており、仮に同時期に設置される同規模の再エネ発電施設であれば、設置費用等は概ね同様であるが、売電収入は大きくなり、収益性が高いといえる。

## ③ 適切な税負担の水準

- ▶新税の負担水準については、営業利益に対して少なくとも20%程度の負担が求められる一方で、**概ね30%程度が上限**
- ▶引き続き、政策的要素も踏まえ、適切な負担水準を検討

## (2) 税率

### 税率：発電出力に乗じる金額（円/kW）

- 再エネ種別（太陽光，風力，バイオマス）ごとに税率を設定
- FIT価格の高低を考慮し，営業利益に対する負担割合を一定にする
- 仮に，税負担の水準を営業利益に対して30%とした場合の税率は以下のとおり

#### ◆太陽光発電施設：基準税率1,130円/kW

(単位：円/kW)

FIT 価格等	9.5円 以下※	10円	11円	12円	14円	18円	21円	24円	27円	29円	32円	36円
税率	1,130	1,350	1,800	2,240	3,130	4,930	6,280	7,630	9,000	9,900	11,250	13,040

#### ◆風力発電施設：基準税率4,200円/kW

(単位：円/kW)

FIT 価格等	15円 以下※	16円	17円	18円	19円	20円
税率	4,200	4,900	5,600	6,300	7,000	7,700

#### ◆バイオマス発電施設：基準税率2,190円/kW

(単位：円/kW)

税率	2,190
----	-------

※太陽光9.5円以下，風力発電15円以下には，FIP，非FIT・FIPを含む。

※バイオマス発電のFIT価格については，認定時期による大幅な差はない。

【参考】 税率の試算方法（風力発電で事業期間20年，営業利益の30%相当の場合）

$$\text{営業利益 } 30\% = \frac{\text{課税額（発電出力} \times \text{税率）}}{\text{営業利益}^* \text{（新税課税前の想定額）}} \quad \begin{array}{l} \text{（事業期間 } 20 \text{ 年）} \\ \text{（事業期間 } 20 \text{ 年）} \end{array}$$

※営業利益は，国の調達価格等算定委員会「令和4年度以降の調達価格等に関する意見」**（2023年度想定値等）**に基づき，事業計画モデルを試算し算出したもの。

- ・ 営業利益 = 売電収入（発電出力 × 売電単価 × 24時間 × 365日 × 28.0%（設備利用率）） - 減価償却 - 運転維持費
- ・ 運転維持費は，土地賃借料，修繕費，保守点検費，保険料及び固定資産税等

## (3) 税収の使途

### < 使途の基本的考え方 >

普通税のため特に具体的な使途は設けないが、税収の額に応じて、再エネ発電施設の適地誘導策や地域の環境保全のための活動基盤の整備等に使用する

### 税収の使途の想定例（財政需要）

※詳細については今後検討

#### < 適地誘導策 >

- ・ 遊休地（農地・ため池・沿岸部の遊休地等）や事業所（工場、商業施設等）への自家消費型再エネ発電施設の大規模導入（収益納付型補助、融資など）
- ・ 次世代太陽光発電など、イノベーションによる新たな導入モデル形成（実証・補助など）
- ・ 洋上風力発電の促進に向けた支援
- ・ バイオマス発電など、資源循環型再エネ発電事業に取り組む地域への支援強化

#### < 環境保全その他 >

- ・ 課税された発電事業の立地市町村の財政需要に応じた地域の環境保全等のための取組支援
- ・ 開発により失われた森林の代替となる再造林

## (4) 非課税事項

以下の再エネ発電施設は、国の施策と合致し、地域と共生した再エネ発電施設を促進するものであるため、非課税とする。

### ① 温対法に基づく促進区域で実施される認定事業の発電施設

国が進める**促進区域への導入を促進するため**、温対法に基づき、**市町村が定める促進区域で、認定事業として実施される「地域脱炭素化促進事業」の発電施設**

### ② 農山漁村再エネ法に基づく認定設備整備計画により整備された発電施設

農山漁村再生可能エネルギー法に基づき、**市町村の基本計画に定める再エネ施設の施設整備区域で、認定設備整備計画により整備された発電施設**

※①の促進区域に農林地を含める場合、農山漁村再エネ法に基づく区域設定の考え方に準拠することされているため。

### ③ 上記に準じる事業の発電施設（①、②以外の非課税施設）

①及び②のほかにも、**地域の合意が図られているなど、それに準じる事業と市町村が認め、県が認定した場合は非課税** ※促進区域の設定が原則となるが設定が間に合わない場合等を想定

例：地域の合意形成が図られており、地域の環境の保全のための取組や、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を併せて行う事業で、市町村の地球温暖化対策実行計画等に適合する事業



## (5) 経過措置

### 稼働済み・着工済みは課税対象外

以下の点を考慮し、施行日時点で稼働済みや着工済みである場合は課税対象外とする。

- 税負担の予見可能性がないことを踏まえ、事業者の権利利益に配慮
- 既に森林開発を行っており、森林保護の観点では効果が薄く、また、課税対象外区域に直ちに移転することは困難

※環境影響評価制度や林地開発許可などの行政手続き中の場合であっても、計画変更が可能なことなどから、課税対象とする。

※着工済みを判断する工事の着手とは、関係法令等に基づく手続きを完了した後に実施されるものであって、継続した開発行為（立木の伐採や、土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為）を開始することを想定。

## 【参考】事業数の想定

### 新税の対象となる可能性のある事業者数の想定（R4.11現在）

#### 4 1 事業（3 4 者，うち 県外企業 3 2 者），発電出力 約 1,7 0 7 MW

- ・ 太陽光発電 2 2 事業（約 339MW）
- ・ 風力発電 1 5 事業（約1,259MW）
- ・ バイオマス発電 4 事業（約 109MW）

把握方法：

FIT認定事業の稼働状況（出力400kW以上），環境影響評価や林地開発許可の手続き状況を踏まえ、事業毎に状況を把握したもの（着工時期が不確定や未定の事業を含む）。